

自然法思想とジョン・ウェスレーに関する試論

加藤恵司

1. はじめに

自然法思想は、古代から絶えることなく川の流れのような歴史がある。キリスト教の法思想は、絶対者である愛の神の存在を基盤とする限りにおいて自然法思想に位置づけられる。しかし、自然法思想といっても、神権的自然法・理性的自然法、絶対的自然法・相対的自然法、主知的自然法・主意的自然法、また、保守的自然法・革命的自然法などがあり、時代によって異なり、論者によって違いが見られ、必ずしも一致した明確な概念ということが出来ない。『自然法』という名著を残したダントレーブは「名称を除いては、中世の自然法概念と近代のそれとの間に共通なものはほとんどない」¹と言わしめるほどである。

さて、本稿は、メソジスト教会の創始者で多くの人々の魂を覚醒させたジョン・ウェスレーが、法についてどのような理解をしていたのかを考察するものである。彼は、街頭に立ち、大衆に向かって福音を伝えたので、その思想の特色は体系的、組織的ではなく、また、信条的、儀式的でもなく、明快、単純なものであったといえよう。あたかも初代教会を彷彿とさせるものがあつた。真摯な態度で神の前に立ち、誰にも分かりやすい言葉で福音を説き、生活においても喜びと感謝に満たされ、活力に漲っていた。その活力は純粋

¹ A.P. ダントレーブ『自然法』（久保正幡訳）岩波書店 1952年、5頁

な神の愛を基盤としている。

ウェスレーが、法律や法思想について直言しているものに論者は出会っていない。また、法思想に立脚した研究を論者は見つけ出していない。ところが、「通常人といえども、ある程度の法的世界観を抱いているのであって、国民の暮らしと国民の声からの距離を取り上げることが提案したい」²という松尾氏の問題提起からすれば、「ジョン・ウェスレーの法思想」は十分な素材となりえるのである。自然法思想は法の理念や理想について達観するものであるが、現実的には個人の幸福、社会の福祉、国家の安寧、世界の平和を限りなく追究するものである。通常人であっても、社会に対する洞察が正鵠を射て、社会問題解決の突破口を切り開くことが少なくない。偉大なる宗教家であつたウェスレーは、社会的には最下層と思われる人々への視座があり、当時の社会問題への改革の端緒を開いた。野村誠氏が指摘しているようにウェスレーは監獄の改善、奴隷制の廃止、禁酒問題に取り組んだ³。更に貧困、戦争の問題などにも言及している。ウェスレーは説教の中で「キリスト教は、本質的に社会的宗教（social religion）である」⁴と述べ、聖書のメッセージが生活の場で生かされることを念頭に置いていた。キリスト信仰は、いかなる人々でも時代に生きることを得させるものである。彼は聖書を深化させて説くに止まらず、神の愛を実践した活動家でもあつた。社会悪への挑戦には「法」の問題を避けて通ることが出来ない。

本稿では「法の理念は、道徳的善を理想とし、遠い彼方に宗教的愛の光を求めているものなのである」⁵という観点に立脚して、キリスト教的自然法思想が顕著に表わされた中世までの自然法思想を整理する。近代以降の自然

² 松尾敬一「大正、昭和初期の法理論をめぐる若干の考察」法哲学年報 1969年『法思想の諸相』所収、有斐閣、35頁以下

³ 野村誠「ウェスレーの神学と社会理解」日本ウェスレー・メソジスト学会、2000年『ウェスレー・メソジスト研究』1巻所収、教文館、63頁以下

⁴ ウェスレーの著作については、“The Complete Works of John Wesley” (The SAGE Digital Library, SAGE Software Albany, OR USA, Version 1.1.1996.)を用いた。以下次のように表示する。SAGE Library V SermonXX I V. p.348

⁵ 津田市正『法の理念と法律の理想』津田学院出版部 1982年、214頁

法思想との関係まで探るべきであるが、さまざまな制約から言及できなかったのも別の機会を得たいと思う。次にウェスレーの著書、特に説教の中から法に関する思想を抽出し、ウェスレーの思想が自然法思想に立脚することを確認し、終わりにウェスレーの法思想について若干のコメントを加えて見たい。

2. キリスト教と自然法思想

古代社会において「自然法」という名称は用いられることはなかったが、国王が法律を国民に公布する際、神から国王に法律が授権されたとして、神に権威の源泉を求めた。国王自身にも十分な権威があったけれども法の正当性の根拠を自然法に求めたことの実証である。最古の成文法と言われるハムラビ法典は、ハムラビ王がシャマシュ神に授けられたとしている。モーセの十戒も神が石の板に書き込んだものであると言われる。このように社会規範、慣習や法律は神に淵源を持つ神聖な秩序と考えられていた。正義の根拠を神に求めるゆえに神権的自然法と称せられる。

自然法という概念はヘレニズムにおいて形成された。ギリシアでは、万物の根源を求める自然哲学からはじめられたが、やがて人間の本性や個人及び社会生活の行為規範もまた重要な課題となっていた。この規範は、自然的秩序であるのか、それとも人為的法律であるのかという問いが論じられた。その追究において、法は人為ではあるが「自然に従う」ことが正しい法であると考えられるようになった。法には国家の法、市民に関する法、諸国民に対する法など種類はさまざまある。ところが、キケロ（Cicero, B.C.106～43）が『国家論』で述べているように「真の法は『自然』と調和している正しい理法である。それは普遍的に適用し、恒久不変なものである」⁶とか「法は書かれたものでなく、生得的なものである」⁷（*non scripta, sed nata lex*）と述べ、真の法は自然の所産であり、人間の自然的理性に導かれたものであるこ

とを明らかにした。立法者の意思を越え、実定法を実定法たらしめ、生得的な正義に基盤をおく法が求められた。これが自然法である。キリスト教的自然法の口火を切ったのは、キケロを含むストア派の思想家によってであった。自然法は普遍的に適用し、恒久不変な法と考えられるようになった。

自然法概念は、ローマ法にも受け継がれ、ウルピアヌスのごとき自然法と自然法則と混乱も見られる自然法もあったが、正常な状態を維持するために「自然法」（*ius naturale*）という概念が用いられた。ローマ法が市民法（*jus civile*）、万民法（*jus gentium*）の法と自然法との関係について、二分法、三分法なる議論も展開された。彼らには、恒久不変という観念があったかは考慮する余地は残るが、メインの『古代法』に「ローマの法がヒンズーの法より優れていたのは、自然法の理論がローマ法の通常的な型とは異なる特別の意味を有していたからである」⁸という言葉に象徴されるようにローマ法では自然法は重要な位置を占めていたと考えられる。すなわち、自然法は、正常な状態を維持するために用いられたということである。ダントレーブはローマのユスティニアヌス法典を高く評価し、この法典が「普遍的な効力を要求する」ものであり⁹、「国家の法よりも高いそして恒久的な基準を示すところの法が存在する。すなわち、自然法である」¹⁰と評した。

中世には、アウグスティヌス（Augustinus, 354—430）やトマス・アクィナス（Thomas Aquinas, 1225-1274）によって自然法思想は体系化されていった。この背景には、ローマのキリスト教化に尽くしたと共に初期教父たちが、自然法思想を観取したからに他ならない。数例を挙げると、ユスティヌス（Justinus ho Martyr, 125? — 165?）の『ユダヤ人トリュフォンとの対話』には「神は人類のあらゆる種族に、つねにどこにおいても正しいことを、本当の正義を、告知されました。だから、どの種族も、姦通や姦淫や殺人などが罪悪であることを知っています。たとえ彼らがそのようなことを行うにしても、行っているときにはいつも、不正を行っているという認識から逃れることはできません。不浄な霊に憑かれている者、悪い教育や悪い習慣や悪い制度に

⁶ Cicero “De Republica” III, xx ii, 33

⁷ Cicero “De legibus” II, II

⁸ Main “Ancient Law” J.M.dent & Sons 1822, p. 46.

⁹ A.P. ダントレーブ 前掲書、19頁

¹⁰ A.P. ダントレーブ 前掲書、21頁

よって墮落してしまった者、自然に与えられた観念(*tas physikas ennoias*)を失い、あるいはむしろこれを消し去って無力にしてしまった者を除けば、逃れられないのです。というのは、そのような者たちでさえ、彼らが人に行っているのと同じことを、自分にされたくないと思っており、彼らが行っている行為に関して、敵対する良心に基づいて、お互いに非難し合っているからです¹¹と述べている。「自然に与えられた観念」は、神の与えた自然から離れた状態におかれた人間が神のもとへ立ち帰ることであった。自然法思想は、神との正常な関係への回復を意味していた。

テルトゥリアヌス(*Quintus Septimius Florens Tertullianus, 160?–220?*)は『護教論』¹²の中で「ローマのキリスト者の迫害が法律の名の下に行われているが、遺憾なことである。他の犯罪は事実の概要が明らかにされるにもかかわらず、迫害においては公開の裁判もなく、手続き上も問題である。法は公正なものであるが、クリスチャンには通用しない」とした上で、彼は、ローマ2章を引用して、神に法を問うならば、あなたがたは世界共通の法をもっており、それは自然の板に刻まれている。すなわち、万人が認めるべく自然の掟(*lex naturalis*)の存在を示唆した。

オリゲネス(*Origenes, 185? – 253*)もまた「私の思いますには、心に記されていると言われているこの『律法』は、すべてが自然的な公正に帰されている、福音の律法と合致するものです。実際、人々が自分に対してして欲しくないことを、他の人々にしてはならないことほど自然の感情に近いものがあるでしょうか」¹³とローマ書の注解で記しています。このような言葉から判断することは、公正や正義を求めることは人間の自然の姿であり、公正や正義を貫くキリスト教的生活の基盤に自然法思想が浸透していったと思われる。

さて、アウグスティヌスの自然法論は、三分法を用いて永久法(*lex aeterna*)、自然法(*lex naturalis*)、人定法(*lex temporalis*)の三者に区分した。永久法には

ローマ法の概念を受け継がせながら新たなる内容を注ぎ入れた。「我々は、かの『最高の理性(*summa ratio*)』と名づけられる法に、常に従わなければならない。この法によって悪人には悲惨な生が、善人には幸福な生が報いられる。さらに、我々が時間的な法と呼ぼうといった法律は、この法に従って正しく制定され、かつ正しく変更される。このような法は、誰でもそれを知る人には不変のもの、永遠のものと見なされるのではないだろうか」「同時にまた、あの時間的な法はこの永遠の法(*lex aeterna*)から導出されるならば正しくかつ合法的であることは、君も知っていると思う」「すると、我々の中に刻印されている永遠の法の概念を、できるだけ簡潔に表現すれば、『万物を最もよく秩序づける正義』となる」¹⁴と述べ、永久法は、最高の理性であり、神自身の理性と同義に扱われ、法の存在を示し、神の本性と共にあり、不変な法であるとアウグスティヌスは明断した。

次に、自然法(*lex naturalis*)は人間の理性や良心によって知ることのできる法であると考えた。自然法は神に啓示される十戒などから判断するものであるから永久法に参与しうるものである。アウグスティヌスは自然法を具体的標語として「神に神のものを帰し、各人に各人のものを帰す」という正義を謳った。

人定法は「たとえ正しくあっても、なお時々状況に応じて正当に変更される法律を、時間的な法律(*lex temporalis*)」¹⁵と定め、「この世の時間的な法律の場合は、法律を制定するときには人間がその法律について判断を下すのであるが、法律が一旦制定され、確立した場合には、裁判官はその法律について判定することは許されないのであり、その法律に従って判断を下さなければならないのである。しかしながら、この世の時間的な法律の設定者は、もし彼が善良にして知恵のある人であるならば、それについてはいかなる魂も判断を下すことが許されないところのあの永遠の法そのものに助言を求め

¹¹ ユスティヌス『ユダヤ人トリュフォンとの対話』中世思想原典集成第1巻所収、平凡社 2002年、77頁

¹² テルトゥリアヌス『護教論』キリスト教教父著作集14、教文館 1987年、3頁～

¹³ オリゲネス『ローマの信徒への手紙注解』創文社 1990年、108頁

¹⁴ アウグスティヌス『自由意志』第1巻、第6章15、アウグスティヌス著作集3 教文館 1989年、37頁

¹⁵ アウグスティヌス『自由意志』第1巻、第6章14、アウグスティヌス著作集3、教文館 1989年、36頁

るのである。それは、その時に応じて何が許され何が禁じられるべきかを、その不変の法則に従って識別するために助言を求めるのである¹⁶と考えた。すなわち、一般的な法は、永久法と自然法から導き出されるとき法律として効力を認めたのである。彼の自然法は永久法と人定法の間であって、法の正当性の鍵となったのである。自然法は人定法を超えた高次の法として位置づけた。

アウグスティヌスは、イエスが神の国に導く鍵をペトロに与えたことに由来して、教皇がその継承者であると考えた。たしかにローマ帝国は滅んだが、キリスト教信仰に基づく正義に基づくキリスト教帝国は存続した。彼の想定した教会法は、世俗国家を排除するのではなく、新しいヨーロッパの触媒の役を担った。キリスト教の愛の思想が、ギリシア哲学、ローマのストア哲学、皇帝主義を摂取して中世社会を支配することになった。こうして教会が君主を従属させる社会統合の道を開いたのである。

アキナスは、前記のアウグスティヌスからよく学んだ。アウグスティヌスがプラトン哲学の影響を強く受けたのに対し、アキナスはアリストテレスの哲学を研究し「永遠の哲学」と称せられるスコラ哲学体系の完成者となった。彼の法思想は『神学大全』(Summa Theologiae)の中で明らかにされている¹⁷。トマスの法思想は徹底した神中心思想であった。彼は法について「法とは共同体の責任者によって公布される共同善を目的とする理性の秩序づけである」と定義づけた。彼の法思想を要約すれば法を正しい理性(recte ratio)によるものと位置づけ、四つの型に分類した。永久法(lex aeterna)自然法(lex naturalis)人定法(lex humana)、神法(lex divina)の四つである。永久法は神の世界統治法則、つまり万物を支配し秩序づけている神の理性、或いは摂理である。これはすべての法の源であって、神は自己の知性の中にある万有のイデーによって、一切の存在者の運動と行動とを導く。万物は、

神により、世界の目的論的秩序の中に一定の本性を賦与されて存在する。即ち神は永久法を以ってすべての被造物にその特殊の運動の原理を刻み込んだのであり、万物は、自然的傾向性に基づいてその特殊の本性の実現へと向かって動き、永久法に参与する。人間理性はこの永久法を認識することができるが、それを完全な姿で把握することはできない。

自然法については、最高原理は「善をなし、悪を避けよ」という共通善を強調した。非理性的被造物は無自覚に本性的運動に従うが、理性的存在者は本性的運動以外になお一段と優れた知恵によって神の摂理・企画に参与することができる。理性的存在者すなわち人間は、理性によって行動するが、その理性は永久法の分有することに他ならない。その内容についてトマスは人間の基本的な自然的性向をとりあげ、それに基づいて若干の自然法規範を具体的に述べている。例えば、人間が他のすべての実体と共有するところの、自己保存の性向から——人間の生命を保持し、その妨げとなるものを排除すること。人間が他の動物と共有するところの、より特殊の自然的性向から——両性の結合、子孫の教育などのこと。理性的な存在者としての人間に特有な真理の認識と社会的共同生活とへの性向から——無知を排すべく、そして友を害してはならぬことなどを例示している。彼はまた神への愛及び隣人愛を「善をなし、悪を避けよ」という自然法の原理を別の角度から捉え、十戒の掟が直接の帰結として考えられるとして十戒を自然法に加えている。

人定法は自然法原理からの推論的帰結、及び自然法原理に従って現実に適用される特殊の規定である。具体的問題は多様にならざるを得ない。人定法は次の二つに分けられる。一つは万民法(jus gentium)であり、自然法から推論的帰結として導きだされたもので、売買、その他社会的結合・交渉に不可欠な類似のことがらを規律する法である。他方は市民法(jus civile)であり、国家的共同社会の支配者によって、自然法の特殊化規定という形で制定されたものである。例えば、悪をなすものは罰せられるべきだというのは自然法の掟であるが、その処罰の具体的な態様の決定は市民法に委ねられている。

トマスは以上の外、新旧約聖書によって啓示された神の掟である「神法」について説いている。彼によれば、自然法に反する人定法は、法の本質を有せず、むしろ法の歪曲である。かような人定法は実は法の名に値せず、良

¹⁶ アウグスティヌス『真の宗教』第4部、31・58、アウグスティヌス著作集2、教文館 1979年、343頁

¹⁷ Thomas Aquinas "Treatise on Law" (Summa Theologica『神学大全』Questions 90-97)アキナスの法についての基本的視点は『神学大全』の90以下の問答で明らかにされている。アキナスの引用はこれに依ったので省略する。

心において義務づける力をもたないが、動揺と混乱を避けるためには従わなければならぬことがある。これに対して神法に反する人定法はいかなる事情があっても従ってはならぬと主張した。

以上に述べてきたようにキリスト教的自然法思想は、アウグスティヌス、トマス・アクィナスによって体系づけられたのであるが、彼らの法思想に若干の相違はあっても自然法は主権を有する国家権力に向けた導きの星となったことは確かである。自然法は理性を働かせることによって明らかにされる高次の法であり、その本質は愛に基づくものである。また、自然法によって人間の理性が覚醒され人定法を改善する契機とされる。そして、自然法は、一主権国家の問題に踏みとどまらず、世界の法に共通する普遍性を認めることができ、それは、ひいては万人に及ぶものである。

3. ジョン・ウェスレーの自然法思想

ジョン・ウェスレーが自然法思想主義に立脚しているということは容易に判断できる。それは、彼の母国イギリスの法思想によって理解できるからである。ヨーロッパ各国では、皇帝の権力の強かったローマ法に基礎を置き、法は統治者の意思を反映して、法は人為的に創造されるものであると考えられるようになった。ところで、近代自然法は、ルネサンスや宗教改革を通じて得られた自律ないし主体性が強調された。それに従って、「自然」の概念は、外部に存在する自然を考えるばかりでなく、人間の自然、人間の本性と捉え、経験的に認識が可能とされた。人間は本性において自由、平等の独立した個人を出発点として、それに相応した社会・国家・法を形成しようとした。このような近代自然法は、それぞれの世界観や人間観によって異なった主張が展開されるようになった。

しかし、イギリスでは、法が人為によってのみ制定されるものではなく、人為の外に存在するものがあると考えられた。それがコモン・ロー (**common law**) である。それは、地方的慣習法から客観的に正当と考えられる法 (**common law**) を裁判所が判決において発見し、イギリス全土・イギリス人全体に共通な法として形成されていった。コモン・ローは裁判所の判決から

導かれるだけでなく、やがて裁判は先例に従うようになっていった。**13**世紀の頃からコモン・ローに同意できない場合には、国王の慈悲と良心を求め、新たな判決を求めたが、やがて国王から大法官 (**Chancellor**) に代わり、衡平の名の下に判決が下されるようになった。衡平は貴族や時の有力者の圧迫からの救済を求めたことが衡平法 (**equity**) であり、救済の方法であった。両者とも裁判所による判例による法形成であり、正義の概念が強く意識されることになる。コモン・ローにしても、エクィティにしても基本的には正義の発見である。人為によって制定される「法律」は立法機関によって作られたものであり、ときには悪法も法律となる可能性がある。これに対して、「法」は正しいものであるという意味をもって、広い意味での社会規範や判例が、自然法なるものへと変化していった。「法」は人によって作られるものではなく、人によって発見されるものということができる。ジョン・ウェスレーの法思想は、イギリスのコモン・ローやエクィティを背景に持ち、これに反するような言説を見出すことが出来ない。

さて、ウェスレーの法思想の手がかりとなるものは大きく三点挙げられよう。第一は説教である。彼は雄弁な説教家であり、その多くが残されており、この中から法律や法に関して述べられた点に注目したい。第二は、彼の著作物であり、彼が社会の不正に挑んだ著述から判断することが出来る¹⁸。第三にメソジスト教会法である¹⁹。本稿では説教を手がかりとして考察するこ

¹⁸ 法思想において重要と思われるウェスレーの著作として以下のものがある。いずれかの機会を得て考察してみたい。

“A Farther Appeal to men of Reason and Religion” (1746)

“Thought upon Liberty” (1772) “Some Observation on liberty” (1776)

“Thought concerning the Origin of Power” (1772)

“Thought upon Slavery” (1774)

“An Estimate of the manners of the present” (1782)

¹⁹ メソジスト教会法と考えられるものについては、ウェスレー以後、教会組織の拡大につれ制度的なものが認められるようになっていったが、ウェスレーに限定するならば “The Principles of a Methodist” (1742) “The Rule of the Band Societies” (1744) を挙げることができよう。

ととする。

説教においては、1758年にベッドフォード (Bedford) にあるセント・ポール (St. Paul) の教会で法律家を前にして語った “The Great Assize”²⁰ と題するものがある。ベッドフォードのウィリアム・コール (William Cole) という人の求めに応じて、3月10日に語られたが、2月27日の日記には「ベッドフォードの裁判にかかわる人たちの前で説教するために準備した」ことが書き残されている²¹。

“assize” という言葉は、イングランド・ウェールズにおいて定期的に行なわれていた巡回裁判のことであるが、巡回裁判について語ったわけではない。人間が人を裁くことは極めて重要な裁断であるということを意識している。彼はこの説教の中で “assize” の言葉は一度も用いていない。おそらく、裁判形式に思いを凝らしたと思われる。説教は、「私たちはみな、神の裁きの座に立つようになる」(ローマ 14:10) という聖句を用いている。神のさばきと地上における裁判を念頭に置いたのであろう。このように裁判に携わる人々が牧師から聖書のことばを学ぶことは日常的に行なわれていたことである。ウェスレーにとって、この説教は、法と法律家を意識して語っていることになる。

この説教では、「裁判は厳粛に行なわれるもの」であるが、神の裁判は人間の裁判よりもはるかに恐ろしいものであり、すべての人が神の前に立たされなければならないことを教えた。聖書に従って、神の前に立たされ、神のさばきを受けることを篤と語った。続いて神の審判の様相をつぶさに述べ、すべての人間が悪しき行為を行っていると指摘する。正義に生きようとしている人々の前でこのように語るができるのは聖書に裏付けられた真理だからである。

しかし、説教の終盤において「地上に正義を打ち立て、傷を負った者を守り、悪者を懲らしめることはなんと美しいことであるか」「正義に仕える人々……実に尊敬に値する人々」と賞賛し、勇気づけるのである。「われわ

れの国の法律は十分に活用され、榮譽を担っている、われわれの王座は義によって堅く据えられている」とイギリスにおける法曹制度を賞賛する。コモン・ローやエクィティの正当性を評価する。そして、「神と人への愛で燃えていなければならない」と訴える。コモン・ローやエクィティの根源には愛がなければならないと訴え、「きずや汚れが何一つなく、平和に過ごしていると神に認めていただけるように励みなさい」と神に認められる完全への道を示した。そして、最後に「主は、世をさばくためではなく、救うために来られた。……あなたが生きているうちに主にあなた自身をささげるように。そうすれば、あなたは、主の日に天の雲に乗ってこられるとき、喜ぶでしょう」と語った。このような点から判断できることは、法の執行は正義に基づいて厳粛に行なわれなければならないということと、法の根源に愛がなければならないという主張がみられる。通例の法思想において愛の概念を取り組むことは困難であるが、ウェスレーは、あえて法曹界で働く人々に対して「愛に燃える」ように勧めた。人は生活において正義と愛を乖離させて生活することができないということは確かである。旧約では神と人との間で契約が結ばれ義の思想が生まれたが、新約では義の思想より愛の思想が強調された。ウェスレーは愛と正義こそキリスト者の歩む道であると説いたと感じられる。

ウェスレーの説教の中には、ローマの手紙から律法に関する説教がある²²。わが国では「律法」と翻訳されていることに異議を唱える積りはないが、ウェスレーの原著によればこれらは “Law” という用語を用いている。すなわち “The original, nature, Property, and Use of the Law” (「律法の原型、本性、属性、用法」) とか、“The Law established through Faith” (「信仰によって確立される律法」) などである。ウェスレーは、“law” という用語をどのように理解したのであろうかということだけ述べておきたい。わが国では、多くの翻訳者が旧約に関する箇所だけ律法と良い訳をあてている。ことに神から与えられたと考える神権的な法律を考慮してのことであろう。しかし、ウェスレーの法理解のよりどころとする自然法的思想の観点からしても、人間の行

²⁰ SAGE Library V Sermon XX XV, p.249

²¹ SAGE Library II Journal, p.490

²² SAGE Library V Sermon XXXIV, p. 530; Sermon XXXV, p. 544; Sermon XXXVI, p.

為に関する制裁となるものが「法律」である。法の制裁は、法の本質的な要素である。イェーリング (Jhering) の「法的強制のない法規は、燃えない火、輝かざる光と同じである」という名言のごとく強制力を伴うものである。旧約にある行為違反にも強制力が存在しているとすれば、殊更、律法と翻訳する必要はないと思われる。これらの説教の中で、ウェスレーは道徳法 (moral law)、儀式的法 (cremonial law)、霊的法 (spiritual law)、実定法 (positive law) などを区別している。そのようなことから推量すれば、ウェスレーは律法と法律を区別しているのか疑わしい。

4. むすびにかえて

「法の理念は、道徳的善を理想とし、遠い彼方に宗教的愛の光を求めているものなのである」という観点に立脚して、ウェスレーの示唆から考察したい。

ウェスレーの名著『キリスト者の完全』の起点は、「愛は律法 (the law) を全うするものであり、いましめの究極である。愛は第一にして大いなる命令であるばかりでなく、すべての命令がこの中に包摂されている」²³であり、これがキリスト者の完全な姿とならなければならない。さらに続けて「神を最終的な目標としない計画や願いも許してはならない。これが死んでも語り続ける神の子とされた人々が歩んだ道である。神の名を讃えるため以外に生きることを望んではならない。あなた方のすべての思想、言葉、業を神の栄光のために用いなさい。あなた方の靈魂を神に対する全き愛をもって満たし、彼のためのほかに何もかも愛さないようにしなければならない。心に純潔な意図をもって、あらゆる行為において神の栄光を現すようにゆるぎなく注意しなければならない」²⁴と述べている。「キリスト者の完全」は愛に満たされた律法 (the law) なのである。

ウェスレーは、律法について二つに分けた。モーセの律法 (Mosaic law)

とアダムの律法 (Adamic law) である。前者は政治的、道徳的、儀式的な律法であり、ある意味で社会の問題を解決する人定法とみなすことが出来よう。後者はエデンの園におけるごとく、神のもとにおいては、完全な至福を享受することが許されていたが、罪のゆえに樂園を追放された人間にはこれを矯正する道を受かる神は示されたのである。それは「人々の本来備わった力量に依じて、常に正しく考え、常に正しく語り、常に正しく行動することが要求」²⁵される律法であり、行為規範を犯したのではなく、原罪を示している。

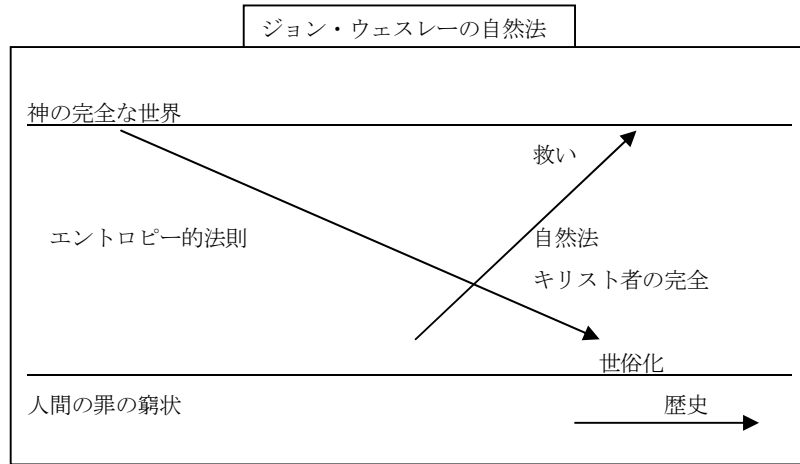
さて、アダムは、神から与えられた完全な世界から墮落して罪を重ねる結果となった。これはあたかも熱した湯は冷たい通常の温度に向かうというエントロピー的法則のごとく、人間は、神の完全性から罪の窮状に落ちていくだけで、不可逆的なことは起こらない。ところが、キリスト者の完全の思想は、モーセ的律法にもアダムの律法にも、律法に対して死すことである。そして、キリストの愛に生きることは、より高次の世界、神の完全の世界に方向を転換させるのである。自然法が人定法を導く高次の法と設定するならばベクトルの方向性は一致する。このような自然法思想とキリスト者の完全の方向性は同一方向に向っている。【次頁「ジョン・ウェスレーの自然法」参照】神の世界から乖離して罪の窮状におちいる一方通行に対して、救いの道を示すように、人が定めた法は社会的実益や便宜性を重視するあまり、むしろ正義を損ねる結果となる。自然法の存在意義は飽くことのない正義の追究であり、究極的には「遠い彼方に宗教的愛の光を求めているものなのである」という視点が認められる。法の思想に、道徳的善、宗教的愛を導入することが許されるのは自然法思想である。法的正義だけに拘泥するならば「法律は法律だ」という主張が繰り返され、法実証主義の二の舞となる。法律や道徳や宗教を分離することは安易な道であるが、統合の道は険しい。ウェスレーが着目したモーセとアダムの法律の死に着目すると言う提案は、愛による自然法を示唆しており、自然法思想に新たなる光を投げかけている。

557

²³ SAGE Library vol.X I “Of Christian Perfection” p. 430

²⁴ ed.cit. p. 431

²⁵ ed.cit. p. 485



法思想史的考察は、一般的には法をどのような理解するのか、法存在の根拠はどこに由来しているのか、法的価値である正義とは何かという諸問題を取り扱う。一般的に法的正義の問題に愛の概念を取り込むことは失笑に帰する。しかし、ウェスレーの「キリスト者の完全」の中心的課題である愛と対峙しないキリスト教の法思想というのは差し出がましい問題といわなければならない。愛の概念を法思想に取り組むことは困難であるが、人は生活において正義と愛を乖離させて生活することができない。法の理念を追求して遠い彼方に宗教的な愛の輝きを発見し「宗教的愛においては、個人もなく、社会もない、自らもなく他もない。生もなく死もなく有並びに之に対する無をも超越し、ただ止み難き愛があるのみである」²⁶と述べる法律家の見解を忘れてはならない。ウェスレーの説教はこのような愛の発見を望んでいたのではなかろうか。ウェスレーの自然法思想に焦点をあてるとき正義と愛を統合する法思想をウェスレーは示唆しているのである。

(聖学院大学 助教授)

²⁶ 津田市正 前掲書、213頁